

岡崎警察署庁舎建築設計業務説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、岡崎市針崎町地内に計画する岡崎警察署の建築設計を行うものである。

(2) 業務内容

本業務の主な業務内容は、以下の設計業務である。

- ・庁舎 延べ面積 7,418 m²
構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
規模 地上5階建
- ・付属庁舎
 - ① 車庫・射撃場棟 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
規模 2階建（1階部分を車庫、2階部分を射撃場として利用）
 - ② 車庫棟 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
規模 平家建て
 - ①及び②を合計した延べ面積 1,461 m²（内、射撃場面積 608 m²）
 - ③ 自転車置場2棟（来庁者用・職員用）
構造 鉄骨造
規模 平家建
延べ面積 92 m²

(3) 履行期限

令和4年1月31日（月）

(4) 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- ・基本設計特記仕様書「Ⅱ.7 成果物等及びⅡ.8 電子納品等について」による。
- ・設計業務委託特記仕様書（新・増築）「Ⅱ.8 成果物等及びⅡ.9 電子納品等について」による。
- ・設計業務委託特記仕様書（取壊し）「Ⅱ.7 成果物等及びⅡ.8 電子納品等について」による。

(5) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、308,000千円程度（税抜き）を想定している。

(6) その他

本業務の契約書は愛知県建築設計業務等委託契約約款のとおりとし、特記仕様書は別添のとおりである。

2 応募方法等について

本手続は、参加表明書及び技術提案書をあわせて提出するものである。

企画提案書の提出者は、参加表明書及び技術提案書の審査結果により企画提案書の提出者に選定されたものとする。

3 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者（以下「提案者」と言う。）は、以下に示す要件を全て満たす者、かつ、技術提案書による評価の結果、評価点が上位5者の者を上限として選定する。ただし、評価点が同点により5者以上となった場合は、同点の者も選定する。

なお、提案者として選定した者には、書面により通知する。

選定通知の日は、令和2年6月11日（木）を予定する。

(1) 基本的要件

提案者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ 令和2・3年度の愛知県の入札参加資格者名簿に、建築設計業務に係る認定を受けて掲載されている者。
- エ 参加表明書及び技術提案書の提出日から対象業務の見積合わせの日までの期間に、愛知県警察建設工事指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 参加表明書及び技術提案書の提出日から対象業務の見積合わせの日までの期間に、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い愛知県から認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- キ 入札参加を希望する者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県警察入札者心得書第12の規定に抵触するものでないことに留意すること。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ク 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

(2) 業務実績に関する要件

提案者は、会社として、過去10年間（平成22年4月1日から参加表明書及び技術提案書を提出する前日まで）に以下に示す設計業務を完了、引渡した実績を有すること。

- ・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
- ・規模：延べ面積5,000㎡以上（3,000㎡以上）
- ・用途：庁舎及び民間事務所（警察署庁舎）
- ・工事の種別：新築、増築又は改築

・業務の種別：実施設計

※ 延べ面積とは、新築、改築の場合は1棟、増築の場合は増築部分の面積をいう。

※ () 内は留置施設を有する警察署庁舎の設計実績の場合の面積

※ 庁舎とは、国又は地方公共団体の事務庁舎、警察署、消防署、保健所、学校、病院等とする（宿舎を除く）。

※ 複合施設の場合は、庁舎等として使用する面積（これに付随する共用部分も含む。）が5,000㎡以上ある建物とする。

※ 設計共同体としての実績は、出資比率50%以上のものに限る。

(3) 業務実施体制に関する要件

ア 配置予定管理技術者については、一級建築士の資格を有すること。

イ 記載する予定技術者の兼務できる範囲、再委託を認める分野については、以下のとおりとする。

予定技術者	自社の予定技術者		協力会社への再委託
	選任	兼務できる範囲	
管理技術者	必要	担当技術者との兼務は認めない。	認めない。
建築担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。
構造担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。
積算担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。
電気担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。
機械担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。

ウ 再委託先である協力事務所が愛知県の建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格者である場合は、当該協力事務所が指名停止期間中でないこと。

4 担当

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課営繕係

電話 052-951-1611

参加表明書、技術提案書及び企画提案書に関すること 内線2287

契約に関すること 内線2274

FAX 052-951-3687

5 参加表明書及び技術提案書の提出期間、提出先及び方法

提出期間 令和2年5月12日（火）から令和2年5月29日（金）までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

提出先 4と同じ

提出方法 持参により書面にて提出すること。

提出部数 1部

6 企画提案書の提出期間、提出先及び方法

提出期間 提案者として選定した通知を受けた日から令和2年8月11日（火）までの日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

提出先 4と同じ

提出方法 持参により書面にて提出すること。

提出部数 15部（カラー印刷のこと）

7 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 説明書の内容についての質問は、文書（書式は自由とする。ただし、規格はA4判で回答欄を設けたものとし、愛知県警察本部長宛とする。）により行うものとし、事前に電話で通知するとともに持参すること（ファクシミリも可とする。）。文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

ア 質問の受付先 4と同じ

イ 質問の受付期間

(ア) 参加表明書及び技術提案書 令和2年5月12日（水）から令和2年5月29日（金）までの日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

(イ) 企画提案書 提案者として選定した通知を受けた日から令和2年8月11日（火）までの日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から3日（日曜日、土曜日及び休日を含まない。）以内にファクシミリにより回答する。また次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧場所 4と同じ

イ 閲覧期間

(ア) 参加表明書及び技術提案書 回答の翌日から参加表明書及び技術提案書の提出期限の前日までの日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(イ) 企画提案書 回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

8 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、愛知県警察本部長から選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を含まない。）以内に書面（書式は自由とする。ただし、規格はA4判とし、愛知県警察本部長宛とする。）により、非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明要求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

ア 受付場所 4と同じ

イ 受付時間 日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

9 技術提案書及び企画提案書を特定するための評価項目

(1) 技術提案書の評価項目は、以下のとおりである。

業務の実施体制

配置予定の技術者（管理技術者、建築、構造、積算、電気設備、機械設備）について、以下の項目を評価する。＜配点80点＞

ア 専門分野の技術者資格＜25点＞

イ 過去5年間の類似業務の実績＜40点＞

ウ 過去10年間の受賞歴等＜5点＞

エ 建築CPDの実績＜10点＞

オ 繁忙度＜0点（減点方式）＞

(2) 企画提案書の評価項目は以下のとおりである。

業務実施方針及び手法

各評価項目について、以下の項目を評価する。〈配点80点〉

ア 業務の実施方針〈20点〉

業務の取組体制（設計チームの特徴）、情報漏えい対策、工事コスト検討及び業務スケジュール管理
に対する取組方針

- 業務の取組体制
- 情報漏えい対策
- 工事コスト検討
- 業務スケジュール管理

イ 特定テーマに対する企画提案〈各20点〉

特定テーマ① 治安機能強化の検討についての提案

- 逃走防止対策に対する検討
- セキュリティ防止対策に対する検討
- 射撃場建設における安全、防音および鉛対策に対する検討

特定テーマ② 防災機能拠点としての検討についての提案

- 災害対策（液状化、軟弱地盤等に対する検討）
- 建設地における最適な構造（基礎を含む）比較検討（免震構造を提案する場合は、コスト面における優位性を示すこと。）。
- 災害発生後における機能維持対策

特定テーマ③ 将来的に同一敷地内での建替えを可能とする配置および時代の変化に対応する施設としての検討についての提案

- 将来の建物配置および建替えに対する検討
- 待機寮敷地の計画を含めた敷地の有効利用に対する検討
- 環境負荷及びライフサイクルコスト低減に対する検討
- 時代の変化に対応出来る庁舎に対する検討

※ 各評価項目における ○ 部を評価の対象とする。下線部の提案は、特に重視する項目である。

※ 上記特定テーマ①～③までの共通条件として、コスト（直接工事費2,500,000千円程度。ただし、取壊し工事費を除く。）に配慮した提案とすること。

10 特定に関する事項

特定は、技術提案書と企画提案書の評価点を合算して行う。

技術提案書及び企画提案書が特定された者に対しては、書面により通知する。

特定通知の日は、令和2年9月4日（金）を予定する。

11 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書及び企画提案書が特定されなかった者に対しては、愛知県警察本部長から特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は通知を受けた日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を含まない。）以内に、書面（書式は自由とする。ただし、規格はA4判とし、愛知県警察本部長宛とする。）により、非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により行う。

(4) 非特定理由の説明要求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。

ア 受付場所 4と同じ

イ 受付時間 日曜日、土曜日及び休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

12 契約書作成の要否等

愛知県建築設計業務等委託契約約款により契約書を作成するものとする。

13 支払条件

令和2年度においては基本設計業務に相当する部分の完了をもって契約金額の3/10の範囲内で支払うものとし、残額については令和3年度実施設計業務の完了をもって支払する。

なお、令和2年度基本設計業務での成果品については別添「基本設計特記仕様書」による。

14 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

15 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

参加表明書は、別添（様式1、2）に示すとおりとする。

記載事項	記載上の留意事項
事務所の業務実績	記載した業務については契約書と図面の写し等（要件を満たすことを判断できる最低限の資料とする。）を提出すること。 業務体制は、予定技術者の業務実績として判断できる資料（業務体制台帳又は体制表等とし、公的に判断できるものが望ましい。）を提出すること。 設計共同体としての実績は、出資比率が確認できる資料を提出すること。

16 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

技術提案書は、別添（様式3～6）に示すとおりとする。

業務実施体制等の記載上の留意事項

記載に当たっては、別添「公募型プロポーザル方式技術提案書の作成上の注意事項」によること。

17 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

企画提案書は、別添（様式7～9）に示すとおりとする。

実施方針及び手法等の作成及び記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針及び手法	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の実施方針について記載する。 業務への取組体制、設計チームの特徴、重視する設計上の配慮事項（様式9に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述する。なお、提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。 記載様式は様式8とし、A4判1ページ以内に記載する。
特定テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 特定テーマに対する取組方法等を記載する。 提案は、基本的考え方を文章で簡潔に記述すること。文章を補完するための視覚的表現として、最小限の写真、イラスト、イメージ図等は認める。 提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。 記載様式は様式9とし、1テーマにつきA4判1ページ以内に記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。 ・本説明書において記載した事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。 ・<u>提示したコスト（直接工事費）を超えた提案を行った場合については、提案を無効とする場合があるので注意すること。</u>
--	---

18 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に愛知県警察本部長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、特定の取消の手続きを行うこととする。
 なお、見積合わせの日は、令和2年9月16日（水）を予定している。
- (4) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書、技術提案書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書の取扱い
 - ア 提出された参加表明書、技術提案書及び企画提案書を発注者の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加表明書、技術提案書及び企画提案書は返却しない。
 - ウ 提出された参加表明書、技術提案書及び企画提案書は、選定又は特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出された参加表明書、技術提案書、企画提案書及びその複製は、選定又は特定を行う作業以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - オ 選定又は特定された技術提案書及び企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (7) 参加表明書、技術提案書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。